

(保 273)

平成31年1月23日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 吉郎

「データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて」
について

A245データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る届出も含む）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところであります。

今般、平成31年2月のデータ提出加算を算定ができない医療機関について、別添の通り、厚生労働省保険局医療課長より周知依頼がきておりますので取り急ぎご連絡いたします。

【添付資料】

- ・「データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて」

(平 31.1.17 保医発 0117 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

保 医 発 0 1 1 7 第 1 号
平 成 3 1 年 1 月 1 7 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、別添の保険医療機関において、平成30年12月12日に提出すべき平成30年7月から9月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成31年2月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

保険医療機関名	住所		適用期間
医療法人藻友会札幌いしやま病院	064-0915	北海道札幌市中央区南15条西10丁目4番1号	平成31年2月1日から 平成31年2月28日
医療法人徳洲会札幌南徳洲会病院	004-0801	北海道札幌市清田区里塚1条2丁目20番1号	
医療法人財団明理会イムス明理会仙台総合病院	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央4-5-1	
所沢明生病院	359-1145	埼玉県所沢市大字山口5095番地	
社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会千葉健生病院	262-0032	千葉県千葉市花見川区幕張町5-392-4	
社会医療法人社団健友会中野共立病院	164-0001	東京都中野区中野5丁目44番7号	
医療法人財団健真会総合東京病院	165-8906	東京都中野区江古田3-15-2	
医療法人社団大和会平成扇病院	123-0873	東京都足立区扇3-26-5	
磯子中央病院	235-0016	神奈川県横浜市磯子区磯子2-20-45	
社会福祉法人日本医療伝道会衣笠病院	238-8588	神奈川県横須賀市小矢部2-23-1	
医療法人安川病院	910-0836	福井県福井市大和田2丁目108番地	
医療法人社団登豊会近石病院	502-0901	岐阜県岐阜市光町2丁目46番地	
医療法人社団八洲会誠和藤枝病院	426-0213	静岡県藤枝市中ノ合26-1	
医療法人さわらび会福祉村病院	441-8124	愛知県豊橋市野依町字山中19番地14	
医療法人弘英会琵琶湖大橋病院	520-0232	滋賀県大津市真野五丁目1番29号	
社会医療法人社団正峰会神戸ゆうこう病院	652-0802	兵庫県神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号	
大山記念病院	679-0321	兵庫県西脇市黒田庄町田高313	
春日病院	651-1144	兵庫県神戸市北区大脇台3番1号	
鳥取県立中央病院	680-0901	鳥取県鳥取市江津730	
武田病院	814-0104	福岡県福岡市城南区別府4-5-8	
医療法人繁桜会馬場病院	834-0115	福岡県八女郡広川町大字新代1389-409	
医療法人恵愛会上村病院	895-0051	鹿児島県薩摩川内市東開聞町9番22号	